

平成25年度

交通安全業務計画

国家公安委員会・警察庁

平成25年度国家公安委員会・警察庁交通安全業務計画

目 次

第1章 計画の目的及び実施の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の実施の方針	1
第2章 国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策	2
第1 道路交通環境の整備	2
1 平成25年度の交通安全施設等整備事業	2
2 交通安全施設等の整備・充実	2
(1) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実	2
(2) 信号機、道路標識及び道路標示の高度化・効果的な運用等	3
(3) ライフサイクルコストを見通した施設の整備及び維持管理	3
(4) 政策評価の実施	3
(5) 道路管理者等と連携した対策の展開	3
3 効果的な交通規制等の推進	4
(1) より合理的な交通規制の推進	4
(2) 道路使用等の適正化	4
4 歩行者・自転車利用者等の安全の確保	4
(1) 生活道路等及び通学路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	4
(2) 自転車通行環境の整備	5
5 道路交通のIT化の推進	5
(1) ITSの推進	5
(2) 多様な要望に応じた交通情報の提供の推進	6
6 交通円滑化対策の推進	6
(1) 幹線道路の円滑化対策の推進	6
(2) バス運行の円滑化対策の推進	6
(3) 交通の支障を解消するための対策の推進	7

(4) 大規模事業等への先行対策の推進	7
7 交通需要マネジメントの推進	7
(1) 交通需要軽減対策の推進	7
(2) 交通需要平準化対策の推進	7
8 総合的な駐車対策の推進	8
(1) 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用	8
(2) 違法駐車対策の推進	8
(3) 関係機関等との連携の緊密化	8
(4) 広報啓発活動の効果的展開	8
(5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等	9
9 災害等に備えた道路交通環境の整備	9
(1) 災害等に強い交通安全施設等の整備	9
(2) 災害発生時における交通規制	9
(3) 大規模災害の被害想定に基づく交通規制計画の見直し及び訓練の実施	10
10 交通管理による環境対策	10
(1) 交通管制技術の高度化	10
(2) 環境対策のための交通規制	10
11 踏切道における交通安全対策の推進	10
第2 交通安全思想の普及徹底	10
1 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進	10
(1) 幼児、児童、中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進	11
(2) 高齢者に対する交通安全教育の推進	11
2 交通安全に関する普及啓発活動の推進	12
(1) 交通安全運動の推進	12
(2) 飲酒運転を許さない社会環境づくり	12
(3) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進	13
(4) 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底	14
(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底	15
(6) 反射材用品等の普及促進	15
(7) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上	15

3	関係団体等に対する指導等	16
(1)	交通安全活動推進センターに対する指導等	16
(2)	地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等に対する指導等	16
(3)	交通安全関係団体及び交通関連事業者との連携等	16
第3	安全運転の確保	17
1	運転者教育の充実	17
(1)	運転者教育の効果的推進	17
(2)	自動車教習所における教習の充実	18
(3)	各種講習の充実	18
(4)	高齢運転者対策の充実	18
(5)	運転免許を取得した者に対する再教育の推進	20
(6)	二輪車運転者教育の推進	20
2	適正な運転免許行政の推進	20
(1)	運転免許手続における簡素合理化の推進	20
(2)	国民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進	20
(3)	運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等	20
(4)	危険運転者の排除と改善等	21
(5)	国際化に対応した運転免許事務の推進	21
(6)	大規模災害に備えた対策の推進	21
3	きめ細かな運転者施策の推進	22
(1)	運転適性検査等の効果的活用	22
(2)	障害者等に対する運転適性相談活動の充実等	22
4	安全運転中央研修所における高度かつ専門的な運転者教育の推進	22
5	企業等における安全運転管理等の強化	23
(1)	安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等	23
(2)	使用者等への責任追及の徹底	23
(3)	効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施	23
第4	道路交通秩序の維持	24
1	効果的な交通指導取締り活動の推進	24
(1)	街頭活動の強化	24

(2) 交通指導取締りの重点的推進	24
(3) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化	24
(4) 自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進	25
(5) 通学路における効果的な指導取締りの推進	25
(6) 背後責任の追及と根源的対策の推進	25
(7) 科学的な交通指導取締りの推進	25
2 悪質な交通事故事件等に対する適正な捜査の推進・強化	26
(1) 適正な交通事故事件捜査の推進	26
(2) 交通事故事件捜査における捜査力の強化	26
(3) ひき逃げ事件等に対する迅速かつ的確な捜査の推進	26
(4) 科学的かつ効率的な交通事故事件捜査の推進	26
3 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會への対策の強化	27
(1) 取締り等の強化	27
(2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底	28
(3) 総合的施策の推進	28
第5 高速道路における諸対策の推進	28
1 高速道路における交通の安全確保	28
(1) 交通指導取締りの推進	28
(2) シートベルト対策の推進	29
(3) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進	29
(4) 安全利用を促進するための広報啓発活動及び交通安全教育の推進	29
(5) 先行対策その他の安全対策の推進	29
(6) 交通実態に即した交通規制の実施	30
2 高速道路における交通円滑化対策の推進	30
(1) 迅速・的確な交通情報の提供	30
(2) 関係機関との連携による交通渋滞緩和対策の推進	30
(3) 交通事故発生時等における交通流の早期回復	30
3 重大事案発生時における被害の拡大防止と的確な交通事故事件捜査の推進	31
第6 救助・救急活動の充実	31
1 応急救護処置に関する知識の普及	31

2	現場急行支援システム等の整備	31
3	ドクターヘリによる救助・救急活動の支援	31
第7	被害者支援の推進	32
1	被害者連絡の実施等	32
2	交通事故被害者等に対する相談活動の実施等	32
3	交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進	32
4	関係機関等との連携の強化	33
第8	交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進	33
1	交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用	33
2	道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進	33
第9	水上交通の安全	33
1	水上における交通環境の整備	33
2	水上交通の安全に関する思想の普及等	34
3	水上における交通秩序の維持	34
(1)	水上警察体制の強化	34
(2)	効果的な指導取締りの推進	34
4	水難救助体制の充実強化と水難救助技術の向上	34
第3章	都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項	35
第1	業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策	35
第2	業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情によっては、必ずしも定める必要がないと考えられる施策	35
第3	業務計画に掲げる施策のうち、都道府県において定める必要がない施策	35

第1章 計画の目的及び実施の方針

第1 計画の目的

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、平成25年度において、国家公安委員会及び警察庁が交通の安全に関し講ずべき施策並びに管区警察局及び都道府県警察が陸上交通の安全に関し講ずべき施策に関する計画の作成の基準となるべき事項を定めることを目的とする。

第2 計画の実施の方針

平成24年中の交通事故による死者数は4,411人で、12年連続の減少となり、昭和26年以来61年ぶりに4,500人を下回った。

また、発生件数及び負傷者数も8年連続で減少し、発生件数は19年ぶりに70万件以下となった前年を更に下回った。

しかしながら、いまだ多くの交通事故が発生し、また、飲酒運転による死亡事故も後を絶たないなど、依然として憂慮すべき交通情勢にある。このような情勢に対処すべく、この計画の実施に当たっては、交通安全対策基本法及び第9次交通安全基本計画（平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定）に基づき、人命尊重の理念の下に、安全で快適な交通社会を実現することを目標として、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、安全運転の確保、道路交通秩序の維持等の各種施策を一層総合的かつ強力に推進するものとする。

この場合において、関係機関・団体等が行う交通安全活動との調整を図るとともに、地域住民及び運転者等の理解を求め、その積極的な協力を得て施策の推進に努めるものとする。

第2章 国家公安委員会及び警察庁が交通安全に関し講ずべき施策

国家公安委員会及び警察庁は、以下の施策を自ら講じ、又は管区警察局若しくは都道府県警察が講ずるよう必要な指導、助言等を行うものとする。

第1 道路交通環境の整備

1 平成25年度の交通安全施設等整備事業

平成25年度は、社会資本整備重点計画（平成24年8月31日閣議決定）に即し、

「ゾーン30」の推進（生活道路対策）

通学路対策の推進

自転車利用環境の整備

歩行空間のバリアフリー化

歩車分離式信号の整備

信号機の高度化等

事故危険箇所対策

円滑化対策

交通安全施設等の戦略的維持管理

災害に備えた道路交通環境の整備

の事業を計画的に実施する。これらの実施に当たっては、施策効果を高めるため、交通事故、交通渋滞及び交通公害の発生状況の分析、地域住民や道路利用者の意見の聴取、関係機関・団体等との連携及び調整、事後の効果測定等を的確に実施し、その結果を施策に反映させる。

2 交通安全施設等の整備・充実

(1) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実

交通需要等の増加等に伴い、交通事故が多発し、又は旅行速度が低下している都市部を中心に、交通管制センターの高度化、集中制御エリアの拡大を行うなど、交通管制システムを効果的に整備し、充実させる。

また、その際には、対向車接近表示システム、駐車誘導システム、公共車両優先システム、現場急行支援システム等を積極的に整備するとともに、新交通管理システムの基幹となる光ビーコンを計画的に更新・整備する。

さらに、過密化・混合化の進む道路交通に対応して、交通の円滑化、環境の保全等を図るため、適正な交通流・交通量の誘導及び分散を行うほか、渋滞情報、旅行時間情報その他の交通情報を収集・提供するためのシステム、ネットワーク等を積極的に整備するとともに、3メディア対応型VICS車載機の普及促進等を推進する。

(2) 信号機、道路標識及び道路標示の高度化・効果的な運用等

信号機について、交通状況が悪化している区間・地点を重点に、集中制御化、系統化、感応化等信号制御機能を向上させるとともに、信号灯器のLED化を推進する。

また、地域住民の設置要望等を勘案の上、必要性・緊急性の高い地点を選定し、重点的・計画的な整備を推進する。

さらに、道路標識について、標示板の大型化と高輝度化又は自発光式標識を導入するとともに、可変標識の効果的活用を図る。また、道路標示について、高輝度化等を積極的に推進する。

(3) ライフサイクルコストを見通した施設の整備及び維持管理

厳しい財政事情の中でも必要な交通安全施設等を整備できるようにするため、地域の交通実態に応じて、少ない予算で最大限の効果を上げることができるような対策に重点的に取り組むとともに、効率的な予算執行に配慮し、着実な点検、更新、補修等、ライフサイクルコストを見通した信号機等の整備及び維持管理を図る。

(4) 政策評価の実施

事業実施前後の交通事故の発生状況を比較するなどして、交通安全施設等の整備効果を定量的に測定するとともに、その結果を分析し、施策に反映させる。

(5) 道路管理者等と連携した対策の展開

交通安全対策への参加意識を高め、誰もが安心して利用できる道路交通環境を創造するための実践活動として、道路管理者等と連携して、地域住民の参加による交通安全総点検を推進する。

また、交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、同一場所における交通事故の再発防止対策を講ずるため実施している現場点検、現地検討会等（一次点検）に加えて、一次点検の結果等を警察本部及び警察署等で共有することに

より、同様に道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の再発を防止するために必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセスを推進する。

この推進に当たっては、同一類型危険箇所を、道路管理者において進める「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」の事故危険区間リストに盛り込むよう所要の働き掛けを行うなどする。

さらに、「ゾーン30」の推進等の生活道路における歩行者等の安全通行の確保に向けた対策及び幹線道路における交通事故・渋滞対策を、道路管理者との連携の下、積極的に推進する。

3 効果的な交通規制等の推進

(1) より合理的な交通規制の推進

道路整備、地域開発、商業施設の新設、高速道路料金の改定等による交通事情の変化を的確に把握して、ソフト・ハード両面での総合的な対策を実施するとともに、最高速度、駐車、信号制御等の交通規制について、実勢速度、路上駐車実態、交通量等の地域の交通実態、地域住民や道路利用者等の意見も踏まえ、計画的に交通規制の見直しを推進する。

また、交通規制の見直し後も、道路交通環境の変化を踏まえた不断の見直しを継続する。

なお、交通規制の点検及び見直しに当たっては、「標識BOX」、「信号機BOX」等を通じて把握された国民の意見を十分に参考にする。

(2) 道路使用等の適正化

道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保とともに、許可申請に係る行為の公益性にも十分配慮した適正な運用に努める。

特に、オープンカフェの設置、地域活性化等を目的とする行事、映画ロケーション等に係る道路使用の許可に当たっては、地域住民等の要望を勘案しつつ、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を行う。

4 歩行者・自転車利用者等の安全の確保

(1) 生活道路等及び通学路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

市街地等における生活道路の交通安全対策として、最高速度 30 km/h の区域規制や路側帯の設置・拡幅等を前提とした「ゾーン 30」を整備するほか、歩行者用道路の交通規制を実施するなど、速度の抑制及び通過交通の排除に重点を置いた対策を推進する。

その他の生活道路及び歩行者・自転車利用者に係る交通事故が多発する道路において、一時停止等の交通規制、信号機の高度化、バリアフリー対応型信号機の整備、信号交差点の歩車分離化、信号灯器の LED 化、道路標識の大型化・高輝度化・自発光化、道路標示の高輝度化等の施策を推進し、歩行者・自転車利用者の安全通行を確保する。施策の推進に当たっては、道路改良等を実施する道路管理者との連携を密にするとともに、地域住民や道路利用者の意見を反映させる。

また、通学路における安全を確保するため、道路交通実態に応じ、これらの施策を有効に組み合わせた対策を推進するとともに、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関と連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。

(2) 自転車通行環境の整備

良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するため、新設された規制標識「自転車一方通行」や「普通自転車専用通行帯」を活用するとともに、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備が設置されている道路において、利用率の低いパーキング・メーター等を撤去し、自転車道や自転車専用通行帯（以下「自転車道等」という。）を整備するなど、自転車専用の走行空間の整備を推進する。

さらに、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 24 年 11 月 29 日国土交通省・警察庁）を踏まえ、道路管理者と連携し、ネットワーク性を確保した自転車道等の整備を推進する。

5 道路交通の IT 化の推進

(1) ITS の推進

大量更新期を迎える光ビーコンについては、カーナビゲーション装置に蓄積された走行履歴情報、いわゆるプローブ情報の収集が可能な新仕様により、コストを抑えるよう工夫しつつ計画的に更新・整備する。

また、光ビーコンにより収集されたプローブ情報を活用した信号制御の高度化やグリーンウェーブ（エコ運転支援システム）など、交通管制システムの高度化を推進する。

さらに、新交通管理システム（UTMS）サブシステムである安全運転支援システム（DSSS）、現場急行支援システム（FAST）、公共車両優先システム（PTPS）等についても引き続き整備を推進する。

(2) 多様な要望に応じた交通情報の提供の推進

利用者の多様な要望に応えるため、カーナビゲーション装置に即時に交通情報を提供する道路交通情報通信システムの情報提供エリアの拡大、情報の内容の充実、精度の改善、3メディア対応型VICS車載機の普及促進等を推進する。

また、道路管理者や関係団体と連携して、交通管制システム等で収集した渋滞情報等を回線を用いて即時に民間事業者へ供与することによって、交通情報提供事業活動の促進を図るとともに、交通情報の提供に関する指針（平成14年国家公安委員会告示第12号）に基づき、正確かつ適切に交通情報を提供するように指導を行うほか、特定交通情報提供事業者の事業届出制について適切な運用を行う。

6 交通円滑化対策の推進

(1) 幹線道路の円滑化対策の推進

幹線道路の機能の維持向上のため、信号機のサイクル、スプリット、オフセット等の設定の計画的な見直し等を推進するとともに、信号機の集中制御化、系統化、感応化、多現示化等の高度化を行う。

さらに、信号制御に関する国家公安委員会の指示権を的確に運用し、全国的な幹線道路の都道府県境等における交通管理の一体性を高める。

(2) バス運行の円滑化対策の推進

バスの定時運行を確保するため、運行頻度、輸送量、通行経路の混雑度等を勘案しつつ、バス路線及び近隣道路の交通規制について必要な見直しを行うとともに、公共車両優先システム、バス専用通行帯等を整備する。

また、関係機関・団体と連携して、交通流を阻害しないバス停留所の整備、バス専用通行帯等のカラー舗装化等を実施する。

(3) 交通の支障を解消するための対策の推進

交通の支障が生じている交差点については、信号現示の運用の改善、交通規制の見直し等を集中的に推進するとともに、交差点の形状やトンネル、橋梁等道路構造が交通の支障の原因となっている可能性がある場合には、バイパスの整備、道路の拡幅改良等について道路管理者等に働き掛けを行い、交通容量の増大や交通の分散を図る。

(4) 大規模事業等への先行対策の推進

都市計画、開発事業、大規模施設の建設、道路や駐車場の整備、大規模行事の開催等に際し、地域全体の交通情勢を勘案の上、計画の段階から、駐車場の確保、周辺交通へ与える影響の軽減等について交通管理上必要な指導・提言を積極的に行う。

7 交通需要マネジメントの推進

(1) 交通需要軽減対策の推進

バスの定時運行を確保し、マイカーから路線バス等大量公共輸送機関に交通手段を転換させるため、6(2)に掲げたバス運行の円滑化対策を推進するとともに、バス事業者、鉄道事業者等に対する、パーク・アンド・ライド等の導入についての働き掛けを強化する。

また、物流その他の自動車利用の効率化のため、バス事業者等による車両運行管理システムの導入、工業団地等における共同企業バスの運行、事業所単位の相乗り組織等の結成、運送事業者による共同集配システムの構築等についての働き掛けを行う。

(2) 交通需要平準化対策の推進

交通渋滞情報、旅行時間情報等の交通情報を迅速かつ的確に提供することにより、交通流・交通量の誘導及び分散を促すとともに、通勤や業務に伴う交通需要を平準化するため、関係機関・団体等に対し、時差通勤又はフレックスタイム制の導入についての働き掛けを強化する。

また、都市圏における交通渋滞の緩和等のため、これら交通需要マネジメント施策のほか、バイパス・環状道路の整備や信号制御の高度化等の交通容量拡大策、交通結節点の整備等の複数交通機関の連携施策等を組み合わせた都市圏交通円滑化総合対策を関係機関と共に推進する。

8 総合的な駐車対策の推進

(1) 駐車規制及び駐車許可制度の適切な運用

必要やむを得ない駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、地域の駐車管理構想を見直し、自治会、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に即応したきめ細かな駐車規制を引き続き推進するとともに、道路利用者や関係事業者等の自主的な取組の促進及び道路管理者等に対する路外駐車場や路上荷さばきスペース整備の働き掛けを行う。

また、路上における短時間駐車の高いと認められる道路の部分について、当該部分における駐車秩序を確保する必要があるときは、時間制限駐車区間規制を実施して、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を整備するとともに、よりきめ細かな駐車時間の設定に努める。

駐車許可については、申請者の負担軽減の観点から、審査の迅速化及び夜間休日における申請受理窓口の整備等を促進する。

(2) 違法駐車対策の推進

違法駐車の実態、地域住民の意見・要望等を踏まえて、重点的に取締りを行う場所、時間帯等を定めた取締り活動ガイドラインを策定・公表し、当該ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進する。取締り活動ガイドラインについては、定期的に見直しを行い、常に警察署管内における違法駐車の実態を反映したものになるように努める。このほか、駐車監視員による放置車両の確認等に関する事務の適切かつ円滑な運用、放置違反金制度による使用者責任の追及、悪質な運転者の責任追及等を徹底することにより、地域の駐車秩序の確立を図る。

(3) 関係機関等との連携の緊密化

地方公共団体、道路管理者等と共に駐車対策協議会等を設立し、地域における駐車問題を協議・検討して、各種の駐車対策を推進するほか、地方公共団体に対する自動二輪車等の収容可能な駐車場の整備を含めた駐車場附置義務条例の制定及び公共駐車場の整備等についての働き掛けを強化する。

(4) 広報啓発活動の効果的展開

報道機関、地域交通安全活動推進委員等の協力を得て、違法駐車に起因する交通事故の実態、交通渋滞の状況等違法駐車の実態・悪質性・危険性・迷惑性に関する

る広報啓発活動を効果的に展開し、違法駐車を排除しようとする気運の醸成を図る。

(5) 自動車の保管場所の確保等に関する法律の効果的な運用等

保管場所証明等により、自動車の保管場所の確保を図り、自動車の路上放置を防止するとともに、保管場所としての道路使用や車庫飛ばし事件等、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）違反の検挙に努め、同法の効果的な運用を図る。

また、自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続（保管場所証明、登録・検査、各種租税の納付等）について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図るため、ワンストップサービス・システム（1回の申請で手続を完了することのできるシステム）の全国的な整備と安定的な運営に向けた取組を推進する。

9 災害等に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害等に強い交通安全施設等の整備

地震等の災害が発生した場合においても、安全な道路交通を確保するため、交通監視カメラ、交通情報板等の交通安全施設等の整備や、通行止め等の交通規制を迅速かつ効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進するとともに、災害発生時の停電や計画停電に起因する信号機の機能停止を防止するため、予備電源として自動起動型信号機電源付加装置や可搬式発動発電機の整備を推進する。

また、回線接続された各都道府県警察の交通管制センターから詳細な交通情報を即時に警察庁において集約し、その情報を災害時等の広域的な交通管理に活用する警察庁の広域交通管制システムについて、更新整備を行うとともに適切な運用管理を実施する。

(2) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、災害応急対策を的確かつ円滑なものとし、また、混乱を最小限に抑えるため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）等に基づき、(1)に掲げる施設等を効果的に活用した交通規制の迅速かつ的確な実施を図る。

また、被災地への車両の流入抑制等を効果的に実施するため、災害の状況や

交通規制等に関する情報を的確に提供する。

(3) 大規模災害の被害想定に基づく交通規制計画の見直し及び訓練の実施

新たに公表される被害想定に基づき、現在策定されている交通規制計画の見直しを積極的に推進するとともに、関係機関と緊密に連携し、緊急交通路の指定、広域緊急援助隊（交通部隊）の出動運用等、新たな交通規制計画に基づいた総合的かつ実践的な訓練を実施する。

10 交通管理による環境対策

(1) 交通管制技術の高度化

交通公害の低減及び地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出削減を図るため、交通管制技術の高度化を推進し、交通状況に応じた信号制御の導入による交通の円滑化、きめ細かな交通情報の提供による交通流・交通量の誘導及び分散、公共車両優先システムの導入によるマイカー需要の低減と交通総量の抑制等の諸対策を推進する。

(2) 環境対策のための交通規制

道路交通騒音対策、振動対策等の観点から、通過車両の走行速度を低下させ、エンジン音等を低く抑えるための最高速度規制やエンジン音等の大きい大型車を沿道から遠ざけるための中央寄り車線規制等の対策を沿道地域の交通公害の状況や道路交通の実態に応じて実施する。

11 踏切道における交通安全対策の推進

踏切道における交通の安全と円滑を図るため、踏切道の幅員、道路の交通量、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を踏まえ、踏切道及び踏切道に近接する道路において、車両通行止め、一方通行等必要な交通規制の実施や見やすい道路標識・標示の設置を図るとともに、車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締りを積極的に行う。

第2 交通安全思想の普及徹底

1 交通安全教育指針に基づく交通安全教育の推進

長期的に交通安全の水準を向上させ、交通事故を防止するため、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。特に、高齢者に対しては、その

交通事故実態、交通行動の特性等の調査分析・研究に基づいたきめ細かな交通安全教育を実施するとともに、他の世代に対しても高齢者の特性を理解させることにより、高齢者に対する保護意識が醸成されるよう啓発指導を行う。

そのため、警察の交通安全教育指導者の能力の向上を図るとともに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者、地方公共団体の交通指導員等交通安全教育に携わる者についても、主体的に教育を実施できる指導者としての育成を図るなど、地域実態に即した効果的な交通安全教育を計画的かつ強力に推進する。

(1) 幼児、児童、中学生及び高校生に対する交通安全教育の推進

幼児に対しては、交通ルールや交通マナー等道路の安全な通行に必要な基本的な知識・技能を習得させるため、幼稚園、保育所及び保護者等と連携して紙芝居や視聴覚教材等を活用した交通安全教室等の実施に努める。

児童に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めるため、小学校、PTA等と連携して、学校等周辺の道路の具体的な危険箇所を取り上げ関心を持たせる工夫を凝らすなど効果的な交通安全教育の実施に努める。

中学生に対しては、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能・知識を習得させるとともに、自己の安全だけでなく他人の安全にも配慮できるようにするため、中学校、PTA等と連携した自転車教室等の実施に努める。

高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として必要な技能・知識を習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持った行動ができるよう、高校、PTA等と連携して、二輪車の免許取得者を対象とした実技講習会等の実施に努める。

(2) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対しては、加齢に伴って生ずる身体機能の変化が道路における交通行動に及ぼす影響を理解させるよう努める。特に、交通安全教育を受ける機会が少ないことなどにより、交通ルール等に関する理解が十分でない者に対しては、歩行者及び自転車利用者の心得等について理解させ、また、高齢運転者に対しては、安全な運転に必要な技能・知識を習得させるため、通行の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会の実施に努める。

また、電動車いすの安全利用に係る講習会の実施に努める。

高齢者に対する交通安全教育の実施に当たっては、平素から高齢者と接する機会が多い民生委員等の福祉関係者を始め、地域の関係機関・団体等と連携し、高齢者宅の訪問指導等により日常的に必要な知識の習得が行われるよう地域ぐるみの支援体制を構築する。

さらに、高齢者間の相互啓発による安全意識の高揚を図るため、高齢者自身による交通安全に係るボランティア活動を促進するほか、老人クラブ、老人ホーム等に交通安全部会や交通指導員を設けるよう働き掛け、その活性化に努める。

2 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動については、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等との連携を強化し、全国的な交通情勢を踏まえた全国重点、住民の要望等を踏まえた地域重点の設定や具体的な活動目標の設定による住民本位の運動の展開及び事後の運動効果の検証・評価により、一層効果的な運動の実施に努める。

運動に当たっては、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、特に、地域における今後の運動の継続の観点から若い世代の参加を働き掛ける。また、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。

(2) 飲酒運転を許さない社会環境づくり

飲酒運転の根絶を図るため、地方公共団体を始めとする関係機関・団体と連携し、飲酒運転を許さない社会環境の構築に努める。

特に、様々な広報媒体を活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するとともに、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者及び自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則等について周知することにより、飲酒運転の抑止を図る。

また、飲酒した上で運転シミュレーターの操作を体験させたり、酒に酔った状態を疑似体験させたりするなどにより、飲酒が与える影響について理解を深

めるための効果的な交通安全教育を推進する。

さらに、地域交通安全活動推進委員、安全運転管理者等と連携し、全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」の普及促進に協力するなどして、地域や職域ごとに飲酒運転の根絶に向けた気運の醸成を図るほか、酒類提供飲食店等に対し、飲酒運転を防止するための取組を働き掛け、あわせて、飲酒運転根絶の受け皿としての自動車運転代行業の適正化とその利用促進を図る。

(3) 自転車利用者に対するルールの周知と安全教育の推進

良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対するルールの周知及び安全教育を推進するほか、自転車の安全利用を促進するための施策を推進する。

ア 自転車利用者に対するルールの周知

地方公共団体や学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）や自転車安全利用五則（自転車の安全利用の促進について（平成19年7月10日交通対策本部決定）別添）を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施し、児童・生徒のほか高齢者、主婦等全ての自転車利用者に対して自転車の通行ルール等の周知を図る。また、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や地方公共団体の交通指導員、地域住民等と共同で街頭における指導啓発活動を積極的に推進する。

また、自転車事故の実態やヘルメットの被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特に、幼児や児童が自転車に乗車する際のヘルメットの着用を積極的に促進する。

さらに、幼児二人同乗用自転車の安全利用に係る広報啓発活動を行うとともに、地方公共団体に対し、同自転車の貸出制度、助成制度等の導入を積極的に働き掛ける。

イ 自転車安全教育の推進

学校、教育委員会等との連携を強化して、児童・生徒に対する自転車安全教育を強力に推進するとともに、スタントマンによる事故の再現や自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室を開催するな

ど、教育内容の充実に努める。また、児童・生徒のほか、現在教育が不十分な大学生等、成人及び高齢者への自転車安全教育の機会を提供するため、学校、企業、自転車販売店等に協力を求めるとともに、具体的な教育内容等についての指針等や教育に資するための資料を示すことなどにより、各教育主体が適切に教育を行うことができるよう配慮する。自転車安全教育への参加を促進するための方策として、自転車安全教育への参加者インセンティブを付与するよう学校、企業、自転車販売店等に対して働き掛ける。

さらに、発生しやすい事故類型、各ルールが定められている理由等についての教育、教育を受けるべき者を教育主体として巻き込むような教育等、現行の自転車安全教育の技法を参考にしつつ、更に工夫を加えた技法で教育を行うよう努める。

加えて、更新時講習等の各種運転者教育の機会において、自動車等の運転者の立場から、自転車の安全を確保するための留意事項についての教育の実施に努める。

ウ 自転車の安全性の確保

薄暮の時間帯から夜間における自転車事故の防止を図るため、灯火の点灯の徹底と反射材用品の取付けの促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。

また、自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、駆動補助機付自転車及び普通自転車の型式認定制度を活用する。

さらに、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受け、気運を醸成するとともに、近年、自転車の利用者が加害者となる重大事故が後を絶たないこと等に鑑み、こうした事故の賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、具体的な事故事例を示すなどして、損害賠償責任保険等の加入の必要性について、自転車利用者に理解させるように努める。

(4) 全ての座席におけるシートベルト着用の徹底

後部座席を含めた自動車の全乗員についてシートベルト着用の徹底を図るため、地方公共団体、関係機関・団体等と連携し、交通指導取締りや各種講習等のあらゆる機会及び各種広報媒体を活用して、広報啓発を図るとともに、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを活用するなどして、着用による被害軽

減効果を実感できる交通安全教育を推進する。

(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用方法及び使用効果について、幼稚園・保育所、病院、販売店等と連携した取付け講習会や指導員育成のための研修会等を開催し、幼児の体格に適したチャイルドシートの使用、正しい取付け方等適正な使用方法についての広報啓発及び指導の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

また、地方公共団体、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じてチャイルドシートを使用しやすい環境づくりを推進する。

(6) 反射材用品等の普及促進

夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が高い反射材用品等の普及を図るため、高齢者を中心に、全ての年齢層を対象として、各種広報媒体を活用した積極的な広報啓発活動を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

また、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努める。

(7) 効果的な広報啓発活動等の推進による交通マナーの向上

地方公共団体や関係機関・団体等と連携して、「交通事故死ゼロを目指す日」等の各種交通安全キャンペーン等を積極的に展開するほか、対象に応じたチラシ、パンフレット等を配布するなど、国民一人一人が交通安全を自らの問題としてとらえ、日常生活の中で交通マナーを向上するように、効果的な広報啓発活動を推進する。

新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関に対しては、交通安全関係資料を積極的に時機を逸することなく提供するなどして、交通安全広報について十分な協力を得られるよう努めるとともに、関係機関・団体等に対してもこれらの資料を積極的に提供し、自主的な交通安全活動の効果的な展開を促進する。

また、交通警察と国民との相互理解の場としての交通警察懇談会を開催したり、国民から電子メール等により意見・要望を受けるなどして、国民の意見・

要望を交通警察の運営に積極的に反映させる。

このほか、国民が交通事故の実態やその悲惨さについて理解し、交通事故防止に資する意識の啓発等を図ることができるよう、交通事故分析に基づく事故類型別や年齢層別等の様々な交通事故データを分かりやすく公表し、その実態等についての周知を図る。

3 関係団体等に対する指導等

(1) 交通安全活動推進センターに対する指導等

交通安全活動推進センターに対し、交通の安全に関する事項についての広報啓発活動、交通事故に関する相談、運転適性指導、道路における交通の安全と円滑に資するための民間の自主的な組織活動を助けること等の事業について、体制の整備等を行い、民間における交通安全活動の中核として適正かつ効果的に運営するよう指導する。

(2) 地域交通安全活動推進委員その他民間ボランティア等に対する指導等

地域交通安全活動推進委員が、地域の交通ボランティア活動のリーダー役として行う、適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育、高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法、道路における適正な車両の駐車及び道路の使用法並びに自転車の適正な通行方法について住民の理解を深めるための運動の推進、交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、住民からの相談を受ける活動等について、当該活動が適正かつ効果的に実施されるよう、委員に対する指導を強化する。地域交通安全活動推進委員協議会に対しては、委員の活動に関して必要な情報を提供するなどその指導・支援に努める。

さらに、自転車利用者に対する指導啓発、通学通園路における児童及び園児の保護誘導、高齢者のいる家庭に対する訪問指導、幼児や両親に対する交通安全教育等の活動に従事している交通指導員等に対し、その活動が効果的に実施されるよう関係機関・団体等との連携を強化して支援等に努める。

(3) 交通安全関係団体及び交通関連事業者との連携等

ア 交通安全関係団体との連携

自動車安全運転センター、全日本交通安全協会、国際交通安全学会、日本

交通管理技術協会、日本自動車交通安全用品協会、日本交通安全教育普及協会、全日本指定自動車教習所協会連合会、全国二輪車安全普及協会、全国届出自動車教習所協会、交通事故総合分析センター、日本道路交通情報センター、道路交通情報通信システムセンター、日本自動車連盟、全国道路標識・標示業協会、交通工学研究会、日本自家用自動車管理業協会、全国運転代行協会、運転代行振興機構、UTMS協会、日本反射材普及協会、全国デリバリー業安全運転協議会、全日本高速道路レッカー事業協同組合、交通安全対策推進協議会（ディーラー協議会）等と連携を図ることにより、交通安全のための諸活動が適正かつ効果的に行われるよう努める。

イ 交通関連事業者等に対する教育等

自動車運転代行業について、運転代行サービスの利用環境改善プログラム（平成20年2月7日警察庁・国土交通省）及び安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策（平成24年3月29日警察庁・国土交通省）に基づき、事業者に対する指導監督の強化とともに、業界団体による業界健全化に向けた自主的な取組に対する支援・協力を行うことにより、その健全化を図る。

また、高速道路交通安全協議会等の活動の活発化を促し、事業活動に際しての過積載、過労運転、速度超過等の防止を図るとともに、職業運転者が他の運転者の模範となるよう教育等を行う。

さらに、自転車の小売業者等に対し、自転車の点検整備の励行や自転車に関するルールの周知等を通じて、地域における自転車の安全利用の中核として活動するよう、あらゆる機会を通じて啓発に努める。

このほか、自家用自動車管理業について、関係機関・団体等との連携を強化し、その健全育成に努めるとともに、自動二輪車等を使用して貨物の輸送等を行ういわゆるバイク便事業者や自転車便事業者に対して、交通安全の確保のための教育等に努める。

第3 安全運転の確保

1 運転者教育の充実

(1) 運転者教育の効果的推進

運転者教育の充実を図るため、最近の交通事故の特徴等を踏まえた上で、常に制度の在り方、教育方法・内容等の見直しを行い、国民の理解と共感に支えられた運転者教育を効果的に推進する。

(2) 自動車教習所における教習の充実

各種研修等を通じて指定自動車教習所の教習指導員等の資質の向上を図るとともに、技能検定に立ち会うなど、立入検査の結果に基づいた指導による教習水準の維持・向上を促進するほか、指定自動車教習所以外の届出自動車教習所に対しても、その水準向上のため、適正な教習の実施に必要な指導・助言に努める。

また、国民に対しては、教習水準に関する情報の提供を促進する。

(3) 各種講習の充実

ア 運転免許取得時講習の充実

運転免許取得時講習（大型車講習、中型車講習、普通車講習、大型二輪車講習、普通二輪車講習、応急救護処置講習、原付講習、大型旅客車講習、中型旅客車講習及び普通旅客車講習）を効果的に実施するため、講習委託先に対する必要な指導監督を行い、講習に必要な体制の整備を図る。

イ 更新時講習の充実

優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた講習の実施、受講者の態様に応じた特別学級の編成、講習指導員の資質の向上と適正人員の確保、講習内容の充実及び講習施設と資機材の整備・充実を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

また、教本の冊数の削減等を内容とする教材の見直しに伴い、新教材を用いた講習の円滑な運用に努める。

(4) 高齢運転者対策の充実

ア 高齢者に対する教育の充実

75歳以上の高齢運転者に対する講習予備検査（認知機能検査）の、実効性を高める判定基準及び検査手法等とするための道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）の改正等を踏まえ、同検査の適切な運用の徹底を図るとともに、同検査に係る問合せ、相談等の対応に当たっては、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した対応に努める。

高齢者講習については、講習予備検査（認知機能検査）等の実施状況を踏まえ、より合理的な講習内容の検討を行い、円滑な講習の運営に努めるとともに、講習予備検査（認知機能検査）の結果に基づくきめ細かな教育に努める。

また、いわゆるチャレンジ講習やシニア運転者講習の適切な運用を図るとともに、更新時講習において、高齢者学級の拡充等に努める。

イ 臨時適性検査の確実な実施

講習予備検査（認知機能検査）の結果、記憶力・判断力が低くなっていると認められ、かつ、特定の違反がある場合には、臨時適性検査等を確実に実施する。また、臨時適性検査を円滑に実施できるよう、医療機関との連携を強化する。

また、交通事故捜査、運転適性相談、自動車教習所からの特異者通報等により、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、的確に臨時適性検査を行うとともに、認知症であることが判明した者については運転免許の取消し等の行政処分を確実にを行う。

ウ 運転免許の申請取消し制度等の一層の周知

申請による運転免許の取消し制度及び運転経歴証明書の本人確認に資する規定の整備について積極的な広報に努めるとともに、関係機関等の協力を得て、運転免許を返納した者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させることにより、身体機能の低下等により自動車等の運転に不安を覚える高齢者が運転免許証を返納しやすい環境整備を図る。

エ 高齢運転者標識の表示の促進

高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢者講習を始めとするあらゆる機会を通じて、高齢運転者標識の表示の促進を図る。また、他の年齢層に高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への幅寄せ等を行わないよう運転者教育に努める。

オ 高齢者からの相談等に対する適切な対応

高齢者やその家族からの運転適性相談等への対応を強化する。また、各種相談、高齢運転者教育等を実施する際には、高齢者の特性や心情に配慮した適切な対応を行うとともに、各種免許関係手続の高齢者の利便性の向上に努

める。

(5) 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許を取得した者に対する再教育を実施している自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての自動車教習所等の機能を充実強化する。

(6) 二輪車運転者教育の推進

指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習の充実及び技能検定制度の適正な運用を図るとともに、更新時講習等における二輪車特別学級の編成、運転免許取得者教育の認定制度の活用、二輪車安全運転推進委員会が行う二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習に対する積極的な支援等により二輪車運転者に対する教育の充実を図る。

2 適正な運転免許行政の推進

(1) 運転免許手続における簡素合理化の推進

申請等に係る国民の負担軽減の観点から、運転免許証の更新についての即日交付窓口の拡大、優良運転者に係る利用可能な更新窓口の拡大、更新申請書等に添付する申請用写真の省略等の手続の簡素合理化を一層推進することとし、必要な各種資機材の整備を図る。

(2) 国民の利便を考慮した施設の整備及び業務の推進

運転免許業務のIT化等による合理化のほか、託児コーナー、身体障害者用トイレの設置等運転免許証更新申請者等の利便の向上に配慮した運転免許試験場の施設・設備の整備、コ-ス開放による運転免許取得希望者等の練習機会の拡大及び持参した写真による運転免許証の作成を希望する申請者への適切な対応に努めるなど、国民の利便を考慮した運転免許行政を推進する。

(3) 運転免許試験及び指定自動車教習所における技能検定の適正水準の維持等

学科試験における不正行為を防止するため、出題パターンの複数作成、試験問題の定期的な更新、試験監視体制の確保等の対策を一層推進する。また、技能試験の適正水準を維持するため、技能試験官の資質の維持向上を図るとともに、現実の交通環境における能力の有無を的確に判定するため、試験方法等の見直しを促進する。

さらに、指定自動車教習所に対する指導監督を徹底し、適正な業務の推進及び技能検定の適正水準の維持を図る。

(4) 危険運転者の排除と改善等

ア 危険運転者の排除と改善

危険運転者を道路交通の場から早期に排除するため、仮停止を始めとする行政処分を迅速・的確に実施するとともに、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図る。あわせて、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気等（以下「一定の症状を呈する病気等」という。）にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の的確な実施に努める。

また、違反行為をした危険運転者の改善のため、初心運転者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習について、講習指導員を計画的に養成し、資質の向上を図るとともに、講習施設等の資機材の整備・充実に努め、指導の充実に努める。

特に、取消処分者講習については、指定講習機関制度の適正な運用により、受講者の増加に適切に対応するとともに、講習水準の維持向上に努める。

イ 常習飲酒運転者対策

飲酒運転をした者に対する行政処分を迅速・的確に行う。また、処分者講習等における飲酒学級の講習内容の充実に努めるとともに、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした新しい取消処分者講習を効果的に推進する。

(5) 国際化に対応した運転免許事務の推進

国外運転免許証の発給については、申請者の利便と業務の合理化を図るため、自動印字システムの導入、旅券発給窓口の近隣における窓口の開設等に努める。

また、外国語による運転免許学科試験等の実施に努めるとともに、外国等の運転免許を有する者に対する運転免許試験の一部免除に当たっては、自動車の運転に支障がないことの確認を適正に実施する。

さらに、偽造免許証による国内免許の不正取得の防止措置を強化する。

(6) 大規模災害に備えた対策の推進

大規模災害による運転免許業務への影響を最小限のものとするため、運転免許試験場等の耐震化・免震化・制震化、システム室への免震床の設置、自家用

発動発電機の整備、運転免許関連システムのバックアップデータの分散保管等を推進する。また、災害により免許証を亡失等した被災者の利便のため、再交付業務の早期再開等のための態勢の確保に係る計画の策定等の措置を講ずる。

3 きめ細かな運転者施策の推進

(1) 運転適性検査等の効果的活用

運転者の運転特性を診断するために開発された筆記による運転適性検査や運転適性検査器材を用いた運転適性検査を積極的に活用し、その結果に基づいた安全運転指導により、安全運転意識の醸成を図る。

また、運転適性検査等の業務が適正に行われるよう検査指導者の体制の充実に努める。

(2) 障害者等に対する運転適性相談活動の充実等

障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者の運転免許の取得について、自動車等の安全な運転への支障の有無を個別に判断する必要があることを踏まえ、担当職員の専門的知識・技能の向上を図り、障害者及び一定の症状を呈する病気等にかかっている者に対する運転適性相談活動等のより一層の充実に努める。

また、運転免許試験場等における障害者の利便のため、身体障害者用に改造を行った持込み車両等による技能試験を実施するとともに、聴覚障害者が運転できる車種の拡大に伴い、手話通訳員の運転免許試験場等への配置、手話通訳・字幕入り講習用ビデオの導入、漢字に振り仮名を付けた学科試験の作成、技能試験や各種講習における運転中の聴覚障害者への意思伝達手段の確保等に努める。

さらに、障害者に係る教習体制の充実について、指定自動車教習所等に対する指導を推進するとともに、聴覚障害者標識や身体障害者標識を表示した自動車の周囲の運転者の配慮事項について広報啓発を行う。

4 安全運転中央研修所における高度かつ専門的な運転者教育の推進

我が国全体の交通安全水準の向上を図るため、自動車の運転に関し、高度の技能及び知識を必要とする業務に従事する者等に対して、安全運転中央研修所の研修課程の受講を促進する。特に、企業等で運転者教育に携わるため、専門的な知識・技能を必要とする安全運転管理者等に対しては、安全運転管理者課程等の受

講を積極的に奨励する。

5 企業等における安全運転管理等の強化

(1) 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導等

企業等における自主的な安全運転管理の推進及び安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転管理者等の組織化の促進、安全運転中央研修所での研修課程の受講、各種運転経歴証明書の活用等による安全運転管理者等の管理下にある運転者の把握、自主的な検討会の開催、無事故無違反運動の実施等について指導を強化する。

特に、交通事故多発事業所、道路交通法に定められた安全運転管理者等講習の未受講事業所、放置行為、過積載運転等に係る指示や自動車の使用制限命令を受けた事業所等安全運転管理上問題のある事業所については、随時、都道府県公安委員会に対する報告又は資料提出の要求や個別の巡回指導等の実施により、運転管理の体制及び方法の改善等の指導を強化する。

また、安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、未選任事業所の一掃を図る。安全運転管理者等の選任に当たっては、安全運転管理者制度の目的を踏まえ、使用者に代わるべきものとして、安全運転管理業務を強力かつ効果的に遂行することができる職務上の地位と管理能力を有する者を選任するよう、事業所に対する指導を強化する。

さらに、事業活動に伴う交通事故防止を一層推進するため、先進安全自動車、映像記録型ドライブレコーダー、安全運転の確保に資する車載機器等の普及に向けた働き掛けに努める。

(2) 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等についての車両の使用者等への通報制度の十分な活用とともに、自動車の使用者等による過積載運転、過労運転等の下命・容認事件に対する自動車の使用制限命令の迅速・適正な執行により、再犯の防止を強化する。

(3) 効果的かつ適正な安全運転管理者等講習の実施

安全運転管理者等講習の効果を上げるため、講師の選定や事業所の規模、安全運転管理者等の経験年数に応じた講習区分に配慮するほか、視聴覚教養、受講者による討議、安全運転実技指導等を実施し、より効果的な方法による講習

の実施を促進する。

さらに、講習の中で交通安全教育指針の内容やそれに基づく具体的な教育実施例を説明するなど、安全運転管理者等が事業所の運転者に対して行う同指針に従った交通安全教育に必要な指導・助言に努める。

第4 道路交通秩序の維持

1 効果的な交通指導取締り活動の推進

(1) 街頭活動の強化

交通事故の多発する路線及び交差点において白バイ及び交通パトカーによる警ら活動や交通検問その他指導取締りを強化して、交通事故の防止を図る。

また、児童、高齢者及び身体障害者の道路横断時の保護誘導、自転車の交通ルールと正しい乗り方や点検整備についての指導等歩行者及び自転車利用者に対する街頭活動を積極的に推進する。

(2) 交通指導取締りの重点的推進

限られた体制で交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進するため、地域の交通実態や交通事故の発生状況等を十分に分析し、取締りの時間・場所・体制等の取締り計画を組織的に検討した上で、無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過等の交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反、国民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進するとともに、取締りによる交通事故抑止の効果検証に基づき取締り計画の不断の見直しを行う。

また、無免許運転を始めとする悪質性・危険性の高い違反については、運転者本人の捜査にとどまらず、車両の使用者、同乗者等に対する徹底した捜査を行い、教唆・幫助罪を確実に立件する。

そして、歩行者、自転車利用者等の保護の観点に立った指導取締りに努め、交差点における歩行者妨害、信号無視等の取締りを積極的に推進する。

さらに、運転中の携帯電話使用等の違反行為について、引き続き積極的な指導取締りを推進するとともに、交通事故の被害の軽減を一層進めるため、シートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る指導取締りの徹底を図る。

(3) 飲酒運転根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の根絶に向けて、取締りの時間、場所、手段に創意工夫を凝らすなど飲酒運転者に対する厳正な取締りを一層強化する。また、飲酒運転を助長し、容認する者の存在も飲酒運転が根絶されるに至らない背景にあることから、飲酒運転を検挙した際は、運転者に対する捜査のみならず、車両等の使用者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等に対する徹底した捜査を行い、教唆・幫助並びに車両等提供罪、酒類提供罪及び要求依頼同乗罪を確実に立件する。

(4) 自転車の安全利用に向けた指導取締りの推進

自転車の安全利用に向け、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対する指導警告活動を一層強力に推進するとともに、制動装置不良自転車運転のような違反態様それ自体が危険を生じさせるおそれの高い違反行為のほか、歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、現場における指導警告に従わないなど悪質・危険な違反については、積極的な検挙措置を講ずる。指導取締りに当たっては、自転車事故の発生、交通実態、取締り要望等に応じた重点的な指導取締り、指導警告時の指導内容の充実による再犯防止の徹底等、指導取締りの手法の工夫に努める。

また、携帯電話を利用しながら自転車を運転することのように明らかに交通安全上危険と認められる行為については、自転車運転の実態に即した適切な指導取締りを行うための所要の措置を講ずる。

(5) 通学路における効果的な指導取締りの推進

通学路における安全を確保するため、交通実態や地域住民からの取締り要望を踏まえ、横断歩行者妨害や通行禁止違反等、通学路における交通事故防止のために必要な交通指導取締りを推進する。

(6) 背後責任の追及と根源的対策の推進

過積載運転、過労運転等の違反については、違反者の取締りにとどまらず、その使用者、荷主等に対する背後責任の追及を徹底し、併せて自動車の使用者に対する指示及び使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

また、交通指導取締り及び交通事故事件捜査の結果に基づき、所要の事項を関係機関・団体等に通報・提言し、適切な行政措置と関係団体等による自主的な改善措置が講じられるよう積極的な働き掛けに努める。

(7) 科学的な交通指導取締りの推進

交通事故分析システムの高度化を図るとともに、取締用装備資機材の改良等科学技術の進歩に対応した研究開発に努めるなど、交通事故実態に的確に対応した科学的かつ効率的な指導取締りを推進する。

2 悪質な交通事故事件等に対する適正な捜査の推進・強化

(1) 適正な交通事故事件捜査の推進

適正な交通事故事件捜査を推進するため、捜査幹部によりの確な捜査指揮を行うとともに、捜査の進捗状況の把握や関係簿冊の点検等により捜査管理を徹底する。

また、飲酒運転を始めとする悪質かつ危険な運転行為による死傷事故に対しては、危険運転致死傷罪の適用を視野に入れた積極的な捜査を行う。

さらに、交通事故の原因として居眠り運転を主張する者等について、供述が客観的な事故状況に照らして不自然である場合には、事故の背景に一定の症状を呈する病気等がある可能性を念頭に通院歴等の裏付け捜査を徹底する。

(2) 交通事故事件捜査における捜査力の強化

捜査力を強化するため、捜査員に対する教養の充実に努めるほか、悪質な交通事故事件等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が現場に臨場して捜査を統括するなど、警察本部の実質的な関与による組織的かつ重点的な捜査を推進する。

(3) ひき逃げ事件等に対する迅速かつ的確な捜査の推進

ひき逃げ事件については、迅速かつ的確な初動捜査を徹底するとともに、現場痕跡画像検索装置等の交通鑑識資機材に加え、防犯カメラやドライブレコーダー等の記録を効果的に活用し、被疑者の早期特定に努める。

また、使用者等による悪質な違反行為の下命・容認事件、自動車整備事業者による不正車検事件、交通事故を偽装した保険金詐欺事件等の交通特殊事件についても事案の究明と積極的な事件化に努める。

(4) 科学的かつ効率的な交通事故事件捜査の推進

より信頼性の高い客観的資料に基づく迅速な交通事故事件捜査を実施するため、交通事故自動記録装置等の各種捜査支援資機材の効果的活用を図るほか、車両に搭載された各種記録装置の情報を活用するなど、科学的かつ効率的な交通事故事件捜査を推進する。

また、欠陥の疑いのある自動車による交通事故等を認知した場合には、科学的な捜査を進めるとともに、通報の速やかな実施等関係機関との連携を強化する。

3 暴走族及び違法行為を敢行する旧車會への対策の強化

(1) 取締り等の強化

ア 現場検挙等による暴走行為等の封圧

暴走族事案に対しては、事前情報に基づく県境検問を実施するなど必要に応じ他の都道府県警察と連携し、暴走族車両封鎖用ネットを始めとする暴走族阻止・検挙用資機材や暴走行為採証用資機材の導入及び効果的活用を図り、共同危険行為等を始めとする暴走行為に対しては、あらゆる法令を適用して、現場検挙を強化する。

特に、大規模な集団暴走事案に対しては、機動隊の運用を含めた対策を推進し、暴走行為の封圧、検挙の徹底を図る。

また、違法行為を敢行する旧車會による大規模集会・集団走行が行われるおそれがある場合には、検問、よう撃活動等を強化することにより、違法行為を行う者を検挙、排除して、違法行為を伴う集団走行の未然防止を図る。

イ 不正改造車両等に対する取締り

騒音に係る整備不良車両運転、消音器不備、番号標表示義務違反等、車両の不正改造等の取締りを強化する。

また、車両の不正改造事案については、確実に整備通告を実施するとともに、道路運送車両法による整備命令制度の効果的な運用が図られるよう関係機関との連携を強化し、さらに、不正改造業者に対する取締りを強化する。

そして、再犯防止を徹底するため、暴走行為に使用された車両の押収を強化するほか、没収（没取）措置について検察庁等への働き掛けを推進する。

ウ 暴走族グループ等の解体に向けた取組の強化

あらゆる活動を通じて暴走族に関する情報収集を行い、暴走族の実態を把握するとともに、把握した暴走族については組織的に個別指導・補導を実施して、暴走族グループの解体、暴走族からの離脱及び再組織化の防止を図る。

また、違法行為を敢行する旧車會についても、整備不良車両運転、消音器不備、騒音運転、番号標表示義務違反等の各種法令違反行為に対する徹底し

た取締りを行い、その解体を推進する。

(2) 行政処分及び再犯防止措置の徹底

暴走族に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。特に、共同危険行為等の重大違反唆し行為に対する取消処分等の的確な実施に努める。

(3) 総合的施策の推進

ア 関係機関等との連携強化

暴走族及び少年の非行防止に関係する関係機関・団体等との連携を強化し、暴走族対策会議の活性化を図るとともに、暴走族対策推進幹事会の設置及び具体的活動を促進する。

また、各種交通規制を実施するとともに、一定間隔での薄層舗装の設置等道路構造面から暴走しにくい道路環境の整備、い集場所として利用されやすい施設の適切な管理、暴走行為を助長する自動車等の不正改造の防止、不正改造車に対する給油の自粛等の措置について積極的に働き掛ける。

イ 暴走族への加入防止対策の推進

暴走族への人的供給を遮断するため、中学生等を対象とした暴走族加入阻止教室を開催し、暴走族の危険性・悪質性について理解を深めさせるなど効果的な暴走族加入防止対策を推進する。

ウ 暴走族追放気運の醸成

地方公共団体における暴走族根絶条例等の制定及び運用に協力するとともに、国民に対して、「暴走を『しない』『させない』『見に行かない』」等の暴走族追放スローガンの徹底を図る。

また、各種メディアに対し、暴走族による不法行為の実態、暴走族の取締り状況等について、時宜を得た素材を提供するとともに、各種広報活動等を通じて、暴走族追放気運の醸成を図るなどして、暴走族対策への国民の理解と協力の確保に努める。

第5 高速道路における諸対策の推進

1 高速道路における交通の安全確保

(1) 交通指導取締りの推進

高速道路における交通指導取締りは、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反を

重点とし、著しい速度超過、飲酒運転、車間距離保持義務違反、通行帯違反等を重点とした指導取締りを推進する。

(2) シートベルト対策の推進

高速道路株式会社、高速道路交通安全協議会等の関係機関・団体と連携し、インターチェンジ、サービスエリア及びパーキングエリアにおける交通安全キャンペーン等において、車外放出事故の実態及びシートベルト（チャイルドシートを含む。以下同じ。）着用による被害軽減効果が高いことを周知するとともに、あらゆる機会や広報媒体を活用し、全ての座席におけるシートベルト着用の普及啓発活動を推進する。

また、警ら、検問等の街頭活動を強化し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト装着義務違反の指導取締りを推進する。

(3) 大型貨物自動車等の事故防止対策の推進

大型貨物自動車等による重大事故を防止するため、飲酒運転、速度超過、過積載運転等の指導取締りを強化し、背後責任の追及、関係機関と連携した事業所等に対する行政指導の徹底を図るなど、各種関係法令の積極的な適用に努める。

(4) 安全利用を促進するための広報啓発活動及び交通安全教育の推進

車両故障や交通事故により停止中の車両から降車し、又は車内にとどまった運転者等が被害に遭う事故が後を絶たないことから、利用者に対して高速道路を走行する際の心得及び車両故障や交通事故等で運転が困難となった場合の措置について周知徹底するなど、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発活動及び参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

(5) 先行対策その他の安全対策の推進

供用予定の高速道路については、その計画段階から当該道路の構造、一般道路との取付け位置、方法等について、道路管理者と十分協議し、道路線形の改良、交通安全施設の整備等交通管理上必要な対策の申入れを行うなど先行対策を推進する。

既に供用中の高速道路については、交通事故の発生状況を詳細に分析し、死亡事故等の重大事故発生地点や事故多発地点等の現地点検を道路管理者と共同で実施し、道路構造の改良、交通安全施設の整備等必要な対策の申入れを行い、

交通危険箇所の安全対策を推進する。

特に、非分離二車線区間については、簡易分離施設の強化、中央分離帯の設置等の安全対策を促進するよう働き掛ける。

また、逆走を防止するため、道路管理者と連携し、逆走防止装置の設置や規制標識の改良等を行うほか、逆走の危険性、防止対策等に関する交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

(6) 交通実態に即した交通規制の実施

高速道路の交通規制については、交通事故の発生状況、実勢速度、交通安全施設の整備状況、道路構造の改良状況、運転者等の意見・要望等を総合的に勘案して、交通規制基準に即した、より合理的な交通規制となるよう見直しを推進する。

2 高速道路における交通円滑化対策の推進

(1) 迅速・的確な交通情報の提供

道路管理者と連携し、交通情報収集・提供装置の整備を推進する。

また、警ら活動の強化や交通管制センター等との連携により、高速道路及び関係道路における交通情報を幅広く収集し、ラジオ、テレビ、道路情報提供装置等の各種媒体を活用して、交通情報の迅速・的確な提供を推進する。

(2) 関係機関との連携による交通渋滞緩和対策の推進

交通渋滞の発生を最小限に抑え、高速道路が社会経済の大動脈としての機能を発揮できるよう、関係機関との連携を密にして、道路工事実施時期、規制方法等の調整、行楽期や旧盆期等の交通量増加時期における特別対策等、所要の交通渋滞緩和対策を推進する。

(3) 交通事故発生時等における交通流の早期回復

交通事故発生時においては、各都道府県警察において作成している交通流の早期回復要領等を有効に活用して、滞留車両の早期排出、実況見分の迅速化、事故車両の早期排除を強化する。

また、広域的な交通管理を必要とする大規模交通障害を想定した回誘導計画をあらかじめ策定しておくとともに、事案発生時においては、一般道路との調整により、必要な交通規制及び交通情報の提供を行い、適切な回誘導の実施に努める。

3 重大事案発生時における被害の拡大防止と適正な交通事故事件捜査の推進

大規模な多重事故、危険物運搬車両による事故等重大事案が発生した際の被害の拡大及び交通の混乱を防止するため、初動措置要領の整備、危険物データベースの有効活用、道路管理者・消防機関等と連携した総合的訓練の実施、装備資機材の整備を推進する。

また、その捜査に当たっては、迅速かつ的確な初動捜査に加え、綿密な実況見分や科学捜査等により、事故原因を徹底究明し、適正な交通事故事件捜査を推進するとともに、危険運転致死傷罪の的確な適用、使用者等による悪質・危険な違反行為の下命・容認事件の積極的な事件化に努める。

第6 救助・救急活動の充実

1 応急救護処置に関する知識の普及

自動体外式除細動器（AED）の知識に関する教育の導入等により応急救護処置講習・教習を充実させるほか、更新時講習等における教材の積極的な活用により応急救護処置に関する知識の普及を図る。特に、一次救命処置の手順が変更されたことに留意し、変更後の手順による一次救命処置の方法の周知に努める。

また、交通安全の指導に携わる者、安全運転管理者等、交通事故現場に遭遇する可能性の高い業務用自動車運転者等に対しても、広く応急救護処置に関する知識の普及に努める。

2 現場急行支援システム等の整備

緊急車両が現場に到着するまでのレスポンスタイムの縮減及び緊急走行時の交通事故防止のため、緊急車両優先の信号制御を行う現場急行支援システムの整備を図る。

また、交通事故等緊急事態発生時における負傷者の早期救出及び事故処理の迅速化のため、自動車乗車中の事故発生時に車載装置・携帯電話を通じてその発生場所の位置情報を通報することなどにより、緊急車両の迅速な現場急行を可能にする緊急通報システムの普及を図る。

3 ドクターヘリによる救助・救急活動の支援

ドクターヘリによる救助・救急活動を支援するため、ドクターヘリが安全に着陸できる区間・場所の情報の共有や運用手順の作成、共通の周波数の無線機の整

備を推進するなど、関係機関・団体と連携した取組を強化する。

第7 被害者支援の推進

1 被害者連絡の実施等

ひき逃げ事件、交通死亡事故、全治3か月以上の重傷を負った事故及び危険運転致死傷罪に該当する事件の被害者及びその家族又は遺族（以下「交通事故被害者等」という。）に対して、捜査状況等の連絡を行うほか、交通事故被害者等から事故の概要等について説明を求められた場合に適切に対応するなど、交通事故被害者等の心情に配慮した適切かつ確実な被害者連絡の実施等に努める。

また、交通事故被害者等から、交通事故の加害者に係る意見の聴取等の期日等や行政処分の結果について問合せがあった場合に適切に対応するなど交通事故被害者等の心情にも配慮した行政処分制度の運用を図る。

さらに、各都道府県警察本部の交通捜査担当課に設置した被害者連絡調整官が各警察署で実施する被害者連絡の指導を徹底するほか、自ら被害者連絡を実施するなどして組織的かつ斉一な対応を図るとともに、交通事故被害者等の心情に配慮した対応を適切に実施するための教養の強化に努める。

2 交通事故被害者等に対する相談活動の実施等

「被害者の手引」及び「現場配布用リーフレット」の作成・配布等により、刑事手続の概要の教示、交通事故証明の申請方法等損害賠償手続の概要等の教示、政府の保障事業、交通事故被害者等の救済を目的とする機関等の紹介等、被害者に対する適切な交通事故相談活動を推進する。

また、交通事故被害者等が適正な補償を迅速に受けるため、自動車安全運転センターから交通事故証明書発行に必要な事項について照会を受けた際は、迅速かつ正確な回答に努める。

3 交通事故被害者等の声を反映した講習等の推進

違反や事故を起こして、行政処分を受けた者が交通事故の惨状を十分に認識できるよう、各種講習において、交通事故被害者等の切実な訴えが反映されたビデオ、手記等を活用するほか、交通事故被害者等の講話を取り入れるなどにより交通事故被害者等の声を反映した講習の実施に努める。

また、交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子やパンフレット等を作成し

交通安全講習会で配布することや、交通安全の集い等における交通事故被害者等の講演を実施し、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する国民の理解増進に努める。

4 関係機関等との連携の強化

交通安全活動推進センターにおける精神的被害に対するカウンセリング等を含む交通事故に関する相談については、被害者支援に積極的に活用するとともに、カウンセリング体制の充実を図るよう指導し、当該相談業務の円滑な実施が図られるよう支援措置を講じていく。

また、交通事故被害者等のカウンセリングを実施しているその他の機関とも連携を図り、当該機関に関する情報を教示するなど、交通事故被害者等の精神的な支援に努める。

第8 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

1 交通事故分析の高度化及び分析の成果の活用

効果的な交通事故防止対策を講じていくためには、事故調査分析を総合的・科学的に行い、交通事故の実態を的確に把握することが必要不可欠であることから、交通事故総合分析センターを積極的に活用するなどして、交通事故分析の高度化を図る。

交通事故分析の成果については、各種施策の企画・立案に活用するほか、国民に対する情報提供を積極的に行い、関係機関・団体等による効果的な交通安全対策の推進に資するよう配慮する。

2 道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進

道路交通の安全と円滑及び交通に起因する障害の防止に資するための研究を推進し、交通安全対策に反映させる。

第9 水上交通の安全

1 水上における交通環境の整備

関係地方公共団体の水上交通安全に関する条例等の整備を促進し、水上交通に係る危険行為の防止を図るとともに、これらの条例等に基づき交通安全施設の整備、交通規制、船舶係留を含む水域使用の適正化等必要な措置の実施に努める。

2 水上交通の安全に関する思想の普及等

水上レジャースポーツ関係業者、港湾関係者、船舶関係者、漁業関係者、港湾・河川工事関係者、遊泳者等に対し、水上交通の安全に関する広報啓発を推進するとともに、水上交通の安全に関する民間の健全かつ自主的な組織活動が促進されるよう必要な措置の実施に努める。

3 水上における交通秩序の維持

(1) 水上警察体制の強化

水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の高速化等を進めるとともに、水上警察活動に従事する警察職員の専門的な知識、技能の向上に努めるなど、水上警察体制を強化する。

(2) 効果的な指導取締りの推進

水上交通の安全を確保するため、船舶交通のふくそうする港内、事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶及び警察用航空機と陸上警察活動が連携した警ら、警戒、警備活動を効果的に実施することにより、水上交通の事故防止を図りつつ、事故に直結しやすい海事関係法令違反を始めとした各種法令違反に対する指導取締りを推進する。

また、水上レジャースポーツに伴う水難事故防止のため、これらが行われる場所及びその周辺において、水上レジャースポーツ関係業者及び愛好者に対する安全指導を強化する。

4 水難救助体制の充実強化と水難救助技術の向上

船舶無線、各種水難救助資機材等の整備・充実を図るとともに、警察用船舶と警察用航空機との連携による救助訓練等を行い、救助技術の向上に努める。

第3章 都道府県交通安全実施計画の作成の基準となるべき事項

第1 業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情に応じて具体的に敷えんすることが望ましい施策

- 第2章に掲げる施策のうち、本章第2及び第3に掲げるもの以外のもの

第2 業務計画に掲げる施策のうち、都道府県の実情によっては、必ずしも定める必要がないと考えられる施策

- 交通事故分析の高度化等及び道路交通の安全、円滑等に関する研究の推進
<第8>

(注) <>内は、第2章における関連部分を示す。

第3 業務計画に掲げる施策のうち、都道府県において定める必要がない施策

- 水上交通の安全<第9>

(注) <>内は、第2章における関連部分を示す。